社会福祉法人大町町社会福祉協議会　役員等の報酬に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大町町社会福祉協議会定款第８条及び第２１条の規程により、役員等（以下「役員等」という。）の受ける報酬の額を定めることを目的とする。

（報酬額）

第２条　役員等の受ける報酬額は、別表に定める額を支給する。ただし、常勤の行政職員（特別職を含む。）については、支給しない。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

（別　表）

区　　分	報酬の額	
会長理事	１回につき	２，０００円
副会長理事	１回につき	２，０００円
理　　事	１回につき	２，０００円
監　　事	１回につき	２，０００円
評　議　員	１回につき	２，０００円